

長 崎 県 知 事 様

要 望 書



佐 々 町

長崎県知事 平田 研 様

本町の町政運営につきましては、かねてから格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本町ではこれまで「定住」をキーワードとしてまちづくりに取り組み、一定の人口維持を図ってまいりましたが、令和7年国勢調査の速報値におきましては、人口減少へ転じていることが確認されており、今後の人口減少対策や地域活性化は、本町にとって重要な課題となっております。

このような中、令和8年度から5年間を期間とする「第7次佐々町総合計画後期実行計画」を策定し、誰もが「佐々町に住んでよかった」「これからも住み続けたい」と実感していただける持続可能なまちづくりを進めているところです。

今回要望いたします11項目は、住民の安全・安心な暮らしを支え、地域の活力を維持していくために必要なものであり、防災・減災対策、生活環境の整備、交通基盤の充実など、本町の持続可能な発展に欠かすことのできない重要課題でございます。

県御当局におかれましては、本町の実情を御理解いただき、本要望の実現につきまして、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和8年9月4日

佐 々 町 長 濱 野 亙

佐々町議会議長 川 副 剛

目 次

1. 医療保険制度の安定運営の確保について・・・・・・・・・・	1
2. 安定的なごみ処理の継続について・・・・・・・・・・	3
3. 有害鳥獣対策について・・・・・・・・・・	4
4. ため池整備促進について・・・・・・・・・・	5
5. 地すべり対策について・・・・・・・・・・	6
6. 県道佐世保鹿町線の信号機設置について・・・・・・・・・・	8
7. 西九州自動車道の整備促進について・・・・・・・・・・	10
8. 国道204号の歩道整備について・・・・・・・・・・	12
9. 二級河川木場川整備について・・・・・・・・・・	18
10. 二級河川佐々川整備について・・・・・・・・・・	20
11. 佐々川の水利権見直しと拡大に向けた協議の場設定について	26

1. 医療保険制度の安定運営の確保について

国保財政基盤の安定確保及び子育て世代の負担軽減制度の拡充について、県の御配慮をお願いいたします。

(理由)

国民健康保険では、医療費抑制や健康寿命延伸を目標に、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上や各種保健事業に取り組み、医療費適正化に努めていますが、年々被保険者数は減少しているものの、被保険者の高齢化や医療技術の高度化によって、一人当たり医療費は依然増加傾向で推移しています。

一方、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大による国民健康保険制度の構造的問題の拡大、加えて、本町では令和5年度で終了した激変緩和措置や令和6年度納付金算定からの医療費水準反映の見直し（ $\alpha = 0$ ）の影響も大きく、国民健康保険財政調整基金の残高が逼迫しており、厳しい財政運営を強いられています。

つきましては、継続的な物価高で住民生活が困窮する現状において、他医療保険に比べ保険料負担率が高いといわれる国保世帯の負担軽減や本町のような小規模な自治体における国保制度運営に対し、下記事項について国への要請や県による支援措置等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 子育て世帯の負担を軽減するため、令和9年度から未就学児に係る均等割保険税(料)軽減の対象年齢を18歳まで引き上げられるが、軽減額を全額まで拡大し、不足する財源については、確実な補填措置を講じること。
- 2 医療費水準の抑制や高い保険税(料)収納率を確保する市町に対し、納付金負担軽減措置の拡充や交付金による奨励・支援措置を設けるなど、医療費適正化への取組や滞納整理、収納対策に積極的に取り組み収納率を向上させた努力や成果が財政支援等に適切に反映される仕組みを拡充すること。

また、国民健康保険は高齢者、低所得者が多く、被保険者の保険税(料)の負担が過大であり、財政運営が困難を極めている。このような状況下

で財政運営のために保険税（料）率を引き上げても、被保険者の更なる生活の圧迫をもたらすことから、国民健康保険財政に対する特段の財政支援策を講じること。

（所管） 福祉保健部 国保・健康増進課

2. 安定的なごみ処理の継続について

佐々町におけるごみ処理の将来的な広域処理等について、引き続き近隣市町と協議・検討を行って参りますので、県の御支援、御配慮をお願いいたします。

(理由)

本町のごみ処理施設につきましては、県の御指導のもと国庫補助金を活用した長寿命化対策を行い、令和7年4月に供用開始することができ、当初の計画どおり、施設機能の回復・延命が図られ、安定稼働による当面の処理継続が担保されました。しかし、概ね14年後には、設備の更新等大規模な改修等が再度必要になるため、将来的なごみ処理については、近隣市町との合同処理や広域処理といった方法について、引き続き協議・検討する必要があります。西九州させば広域都市圏連携事業におけるごみの広域処理に関する研究の中で、圏域のごみ処理施設集約化に関する研究や費用対効果についての分析が行われましたが、具体的な集約化の検討までは至っておらず、長崎県ごみ処理広域化・集約化計画に引き継がれる形となりました。また、令和6年3月環境省通知（「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」）の中で、長期広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、県が市町の総合調整を行うよう求められています。

つきましては、本町におけるごみ処理が将来に亘り安定的に継続できるよう、下記事項について県の特段の御支援と御配慮をお願いいたします。

記

- 1 将来的なごみ処理の広域化等に係る近隣市町間の調整への積極的な関与と、県が主体となって設置する協議会の場においても、広域化・集約化を進めるための技術的助言を行うなど、建設的で円滑な協議・検討が行われるよう、総合的かつ包括的見地から支援すること。

(所管) 県民生活環境部 資源循環推進課

3. 有害鳥獣対策について

鳥獣による被害防止につきましては、国において防護・捕獲・棲み分けの3対策が総合的に推進されており、その対策に応じた助成措置も講じられています。

また、本町では「ながさき鳥獣被害防止総合対策事業」や町の捕獲報奨金制度により対策を進めております。

県におかれましても、助成措置について、国の対策に沿った施策を講じていただきたく、次のとおり御配慮をお願いいたします。

- 1 イノシシ捕獲報奨金制度の復活
- 2 シカ、アライグマ、アナグマ等に対する捕獲報奨金の新設
- 3 有害鳥獣侵入防止柵整備事業の継続と予算の十分な確保についての支援

(理由)

本町では、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が依然として深刻であり、農業生産者にとって厳しい状況が続いています。

近年においては、農作物被害のみならず民家周辺、家庭菜園や通学路への出没といった生活環境被害も相次いでいるところです。

さらに、毎年300頭前後捕獲されていることから、個体数の増加が懸念されます。

このように、イノシシによる農作物等への被害が継続して発生している中、県におかれましては、平成30年度をもってイノシシの捕獲に対する報奨金制度を廃止されました。これに伴い、町の財政負担が増加している実態を踏まえ、制度の復活を強くお願いするものです。

加えて、近年は有害鳥獣のシカも多く目撃されており、シカによる農作物被害、アライグマ等による生活環境被害も増加している状況でありますので、イノシシの捕獲報奨金制度の復活に併せ「シカ、アライグマ、アナグマ等の捕獲報奨金」制度の新設をお願いいたします。

また、有害鳥獣侵入防止柵整備事業は継続されており、県から国に対する要望も継続されているものの、予算の十分な確保には至っていないため、国に対する予算のさらなる確保に向けた働きかけをお願いいたします。

(所管) 農林部農山村振興課

4. ため池整備促進について

農村地域防災減災事業のため池整備事業への予算確保につきまして、御配慮をお願いいたします。

(理由)

近年、激甚化する豪雨等による被害が拡大する中、ため池が老朽化のため決壊し、ため池下流にある住宅や農地、また公共施設等に多大な被害を与えるおそれがあることから、国においても国土強靱化対策の一つとしてため池の整備等の防災減災対策を進められているところであります。

そのようなことから、令和2年10月には、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行され、令和12年度までの10年間で、防災工事等を集中的かつ計画的に推進することとされています。

本町には51箇所の農業用ため池が存在し、そのうち38箇所は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある「防災重点農業用ため池」として指定されております。

長崎県におかれては、「防災重点農業用ため池」として指定されているため池の整備を順次進めていただいております。現在、県営農村地域防災減災事業「佐々2期地区」として、平田第一ため池、丸尾ため池の整備を進めて頂いております。改めて厚く御礼申し上げます。地域の安全安心のためには、早急な整備完了が望ましいことから、引き続き計画に添って整備を進めていただきますとともに、必要な予算を十分に確保していただきますよう、国に対して働きかけをお願いします。

(所管) 農林部農村整備課

5. 地すべり対策について

農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域内における老朽化した地すべり防止施設について、長寿命化対策での補修・更新を進めていただきますよう、ご配慮をお願い致します。

(理由)

本町には栗林地区、上川内地区、同第2地区、同第3地区、木場地区の5地区の農村振興局所管地すべり指定地区があり、各地区は県営地すべり対策事業の実施により、昭和34年から平成16年の間に概成しています。令和3年度に地すべり兆候が確認された際も、県におかれてはボーリング調査や観測を早期に実施して地すべり性の変状でないことを確認いただき感謝申し上げます。

一方で、対策工の実施から21年が経過し、経年劣化等により既存施設の老朽化が進行しています。

そのような中、県におかれては、令和2年までに県内の農村振興局所管地すべり防止区域77地区の個別施設計画を策定され、令和5年から長寿命化対策に順次取り組まれています。本町内の地すべり区域については、現時点では対策事業の実施に至っていない状況です。

近年、自然災害が頻発している中、地すべり防止施設の機能低下に伴い、豪雨による地すべりの再発の恐れもあることから、本町の地すべり防止区域についても、地域住民の安全・安心を確保するため、経過観察並びにこれまでの調査結果を踏まえた補修・更新等の対策、対応についてお願いいたします。

(所管) 農林部農村整備課

6. 県道佐世保鹿町線の信号機設置について

県道佐世保鹿町線の信号機設置につきまして、御配慮をお願いいたします。

(理由)

松浦鉄道小浦駅前の県道佐世保鹿町線については、横断歩道が設置されていますが、早朝は工業団地へ出勤する車両が多くて渡りづらく、また、夜は街路灯がありますが、横断しようとする歩行者の視認が困難な状況となっています。

なお、当該横断歩道については、地域の高齢者の方、通学をする小・中学生、高校生など多くの方が利用されていますが、過去には歩行者の重傷事故が発生しています。

このような状況を踏まえて、令和4年度に本町から公安委員会に当該横断歩道に信号機を設置することについて要望をしましたが、当該横断歩道の場所は交差点区域内のため信号機を設置することが困難であるとして、地元町内会と横断歩道の移設及び信号機の設置について協議を進めてまいりました。

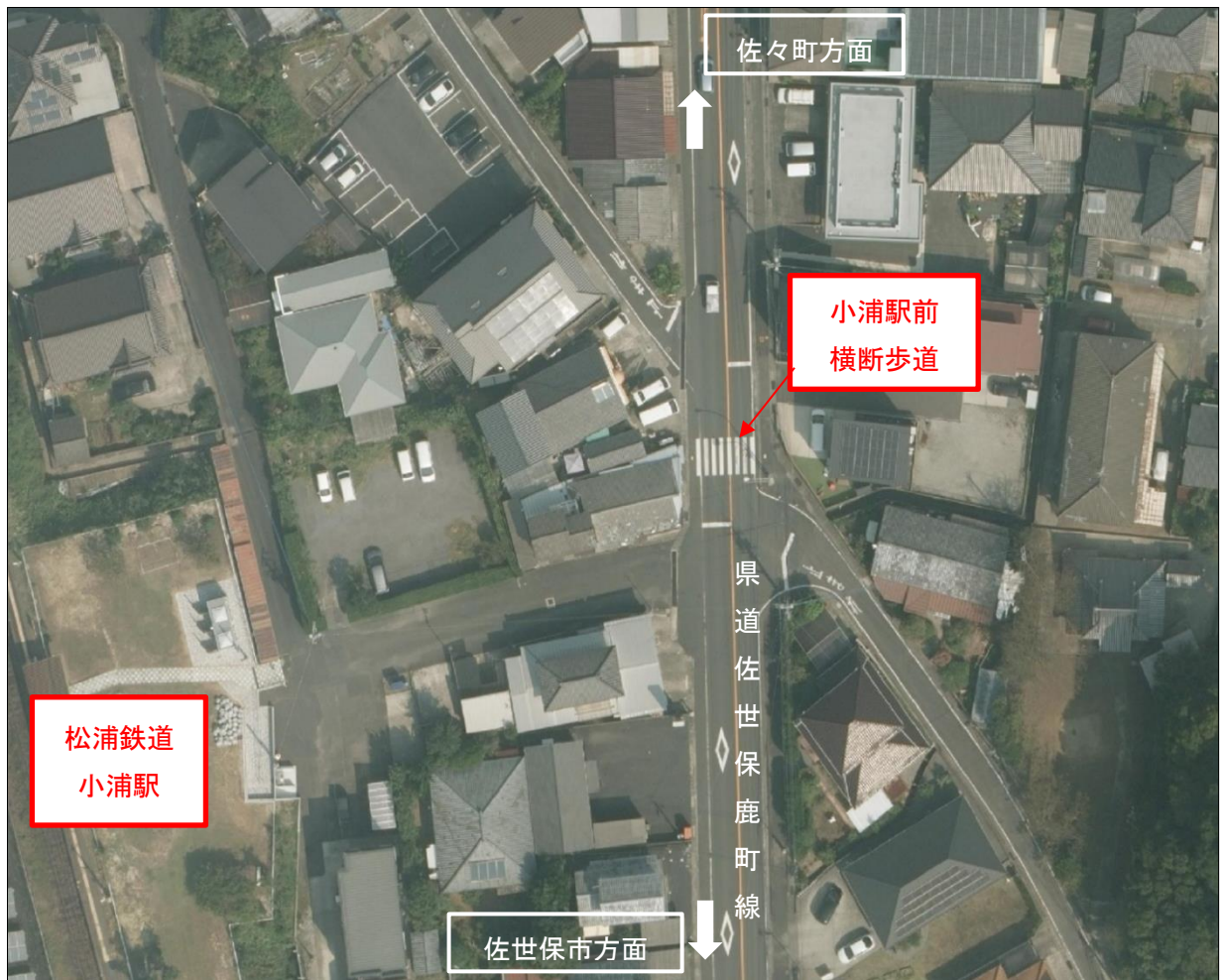
しかしながら、道路沿いには事業所が立地しており、事業所の駐車場出入口前には移設等を行うことができず、また、現在の横断歩道から離れた場所に移設等を行った場合、松浦鉄道小浦駅を利用する地域住民が不便になってしまいます。

これまで、数年間かけて地元町内会と協議を進めてまいりましたが、信号機の設置は、地域住民の交通事故防止を図るために必要なものです。

つきましては、今後も町及び地元町内会との協議を進めていただき、当該横断歩道に信号機を設置していただきますよう御配慮をお願いいたします。

(所管) 警察本部交通部交通規制課

(要望箇所)



7. 西九州自動車道の整備促進について

西九州自動車道の整備促進につきまして、御配慮をお願いいたします。

・松浦佐々道路（平戸 I C～佐々 I C）の整備促進

（理由）

西九州自動車道は、九州全体の高速交通ネットワークの構築が急速に進む中、九州北西部地域、ひいては本県全体の持続的な成長を牽引する極めて重要な基幹インフラであり、その重要性は一段と高まっております。

本路線は、地域経済の活性化や産業基盤の強化、広域的な文化振興、さらには住民の生活圏拡大や利便性向上に欠くことのできない「命の道」であり、一日も早い全線完成が地域一丸となって強く期待されているところであります。

西九州自動車道の整備につきましては、国をはじめ関係各位の多大なるご尽力と格段のご高配により、近年、重点的な予算確保が図られております。特に令和8年度におきましては、激変する経済情勢下にあっても69億円という多大な予算を措置していただいたところであり、今後の着実な工事の進捗と整備の進展に対し、地域住民とともに大きな期待と深い感謝を寄せているところであります。

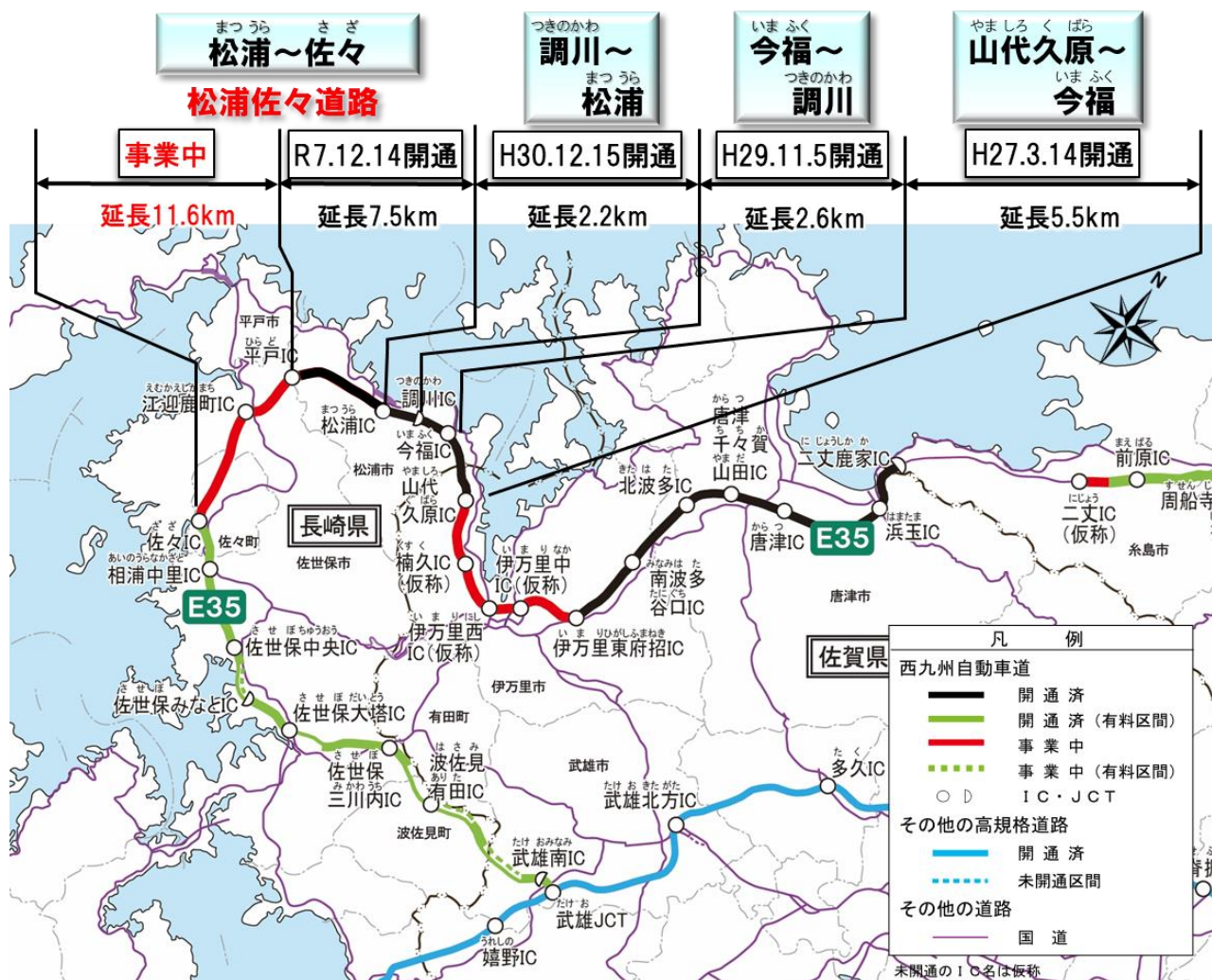
本町といたしましても、この整備効果を早期に発現させ、一日も早い供用開始を実現するため、地元自治体として全力を挙げて事業に協力して参る所存であります。

つきましては、西九州自動車道の早期全線開通という悲願を達成するため、今後のさらなる財源の安定的・継続的な確保につきまして、引き続き特段のご配慮と強力な整備促進を賜りますよう、ここに強く要望いたします。

（所管）土木部道路建設課

(事業の概要)

松浦佐々道路（平戸 I C～佐々 I C） L=11.6km



8. 国道204号の歩道整備について

国道204号（口石小学校区および佐々小学校区）の歩道整備につきまして、御配慮をお願いいたします。

（理由）

国道204号は、本町の「都市計画区域マスタープラン」において、主要地方道佐々鹿町江迎線とともに、本町と周辺都市との連携を強化し、住民の通勤・通学や買物などの日常生活の利便性向上に資する道路、地域形成型の広域道路として位置づけられています。

平成23年9月に西九州自動車道佐々ICが開通し、開通前と比較すれば交通量が減少したとはいえ、朝夕のIC付近の渋滞を避ける車両は依然として多いのが現状です。

県におかれましては、国道204号の歩道整備として、これまでにガードパイプの設置や既存歩道の拡幅などの改修工事を行っていただき、通学児童・生徒の安心と安全を確保いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

令和2年度から口石小学校区の歩道（町道末永線入口～芳の浦バス停付近）整備が進められ、令和7年度に完成しました。また、令和3年度から佐々小学校区の歩道（佐々小学校入口付近）も測量設計に着手され、令和7年度から工事に着手していただいております。

さらに、令和7年度から口石小学校区の歩道（町営堅山団地入口～町道神田線入口）の一部区間において事業化していただいております、重ねて厚く御礼申し上げます。

しかしながら、今なお、口石小学校区には、歩道幅員が狭隘な区間があり、特に雨天時などの傘をさしての登下校の際に、児童・生徒や保護者に非常に危険な思いや不安を抱かせている状況にあります。

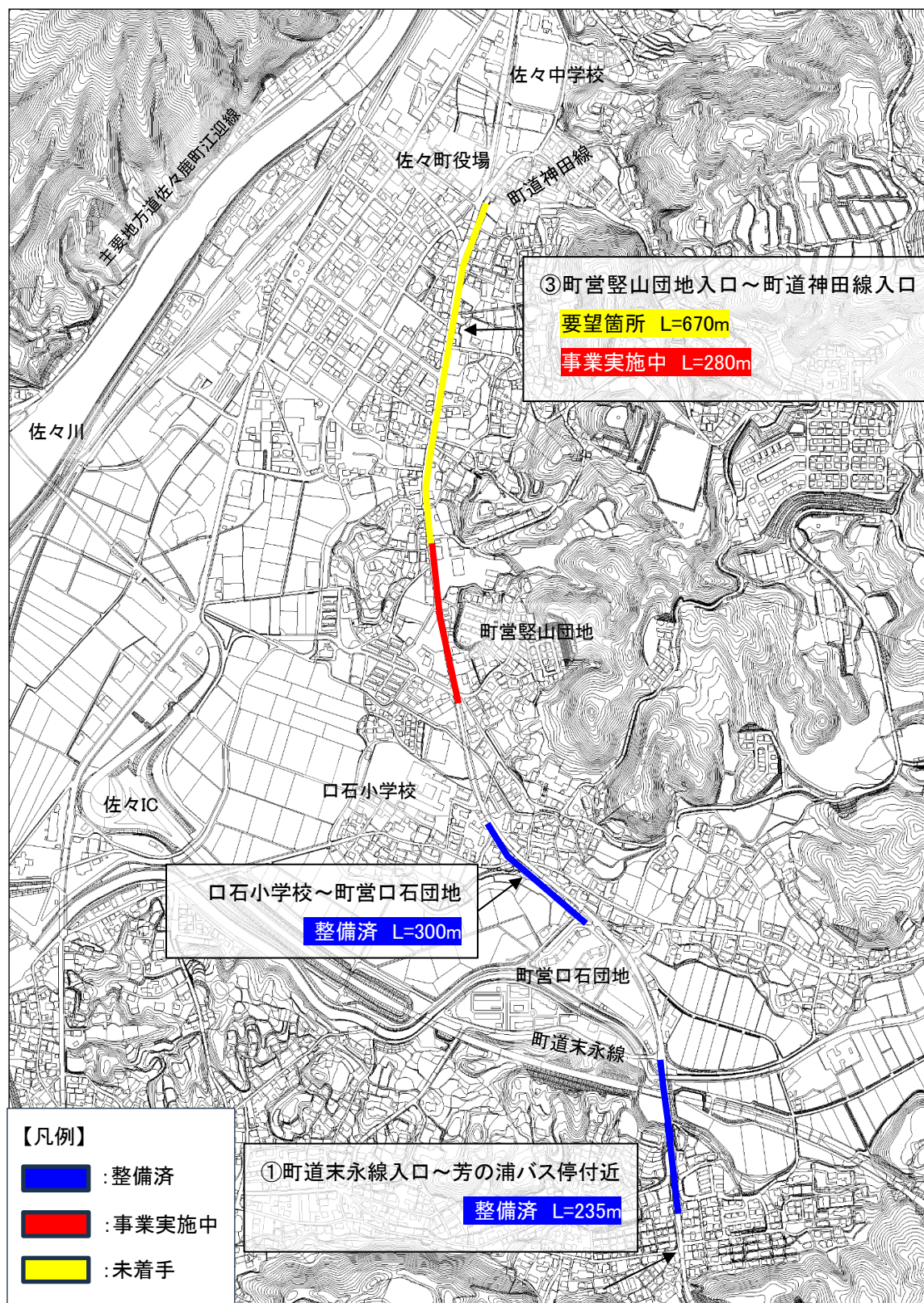
特に、近年は通学路の安全性確保についての関心と要請が高まっており、安全な歩行空間の確保が重要となっています。

つきましては、引き続き、予算の確保と既に工事に着手いただいている区間においては、早期完成に向けた事業推進と、未着手区間においては、早期事業化をお願いするものです。

（所管）土木部道路維持課

(事業の概要)

- ① 口石小学校区の歩道 (町道末永線入口～芳の浦バス停付近) L=235m
- ② 佐々小学校区の歩道 (佐々小学校入口付近) L=155m
- ③ 口石小学校区の歩道 (町営堅山団地入口～町道神田線入口) L=950m



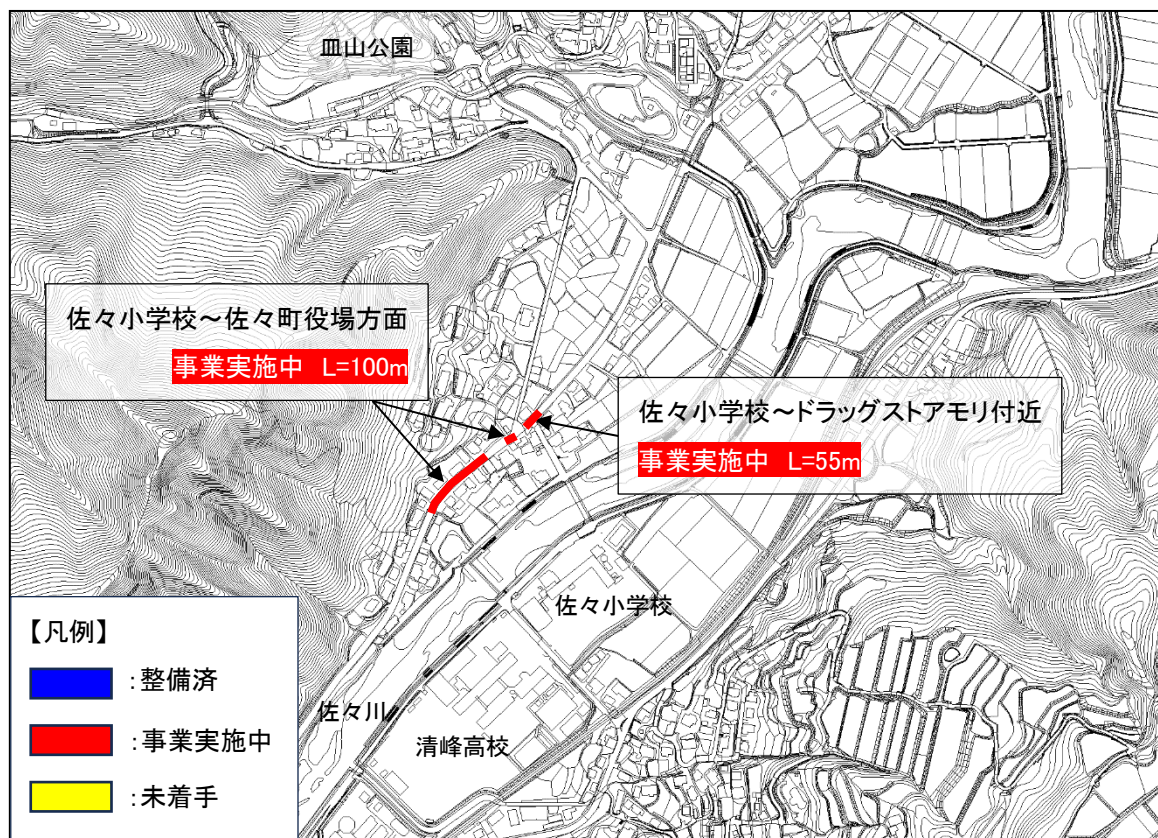
①口石小学校区の歩道（町道末永線入口～芳の浦バス停付近） L=235m
完成



③口石小学校区の歩道（町営堅山団地入口～町道神田線入口） L=950m



②佐々小学校区の歩道（佐々小学校入口付近） L=155m



佐々小学校～佐々町役場方面

事業実施中



9. 二級河川木場川整備について

二級河川木場川の護岸整備等につきまして、御配慮をお願いいたします。

(理由)

二級河川木場川は、二級河川佐々川の水系として、優良農地、公営住宅をはじめとする集合住宅や戸建て住宅が多く立ち並ぶ地域に位置し、治水・利水、防災上重要な役割を有しています。

そこで、県におかれましては、二級河川木場川整備として、木場川堤防左岸の一部（栄橋～小浦大橋）の嵩上げ対策工事や四ッ井樋樋門上流の嵩上げ対策工事を施工していただきました。

地域住民の不安を軽減していただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

しかし、赤崎橋上流部については、近年の頻発する集中豪雨時などに、老朽化した護岸の決壊や増水による越流が懸念されておりますが、令和5年度より測量・設計に着手いただきましたので、引き続き木場川護岸の整備に係る予算の確保と事業の促進をお願いするものです。

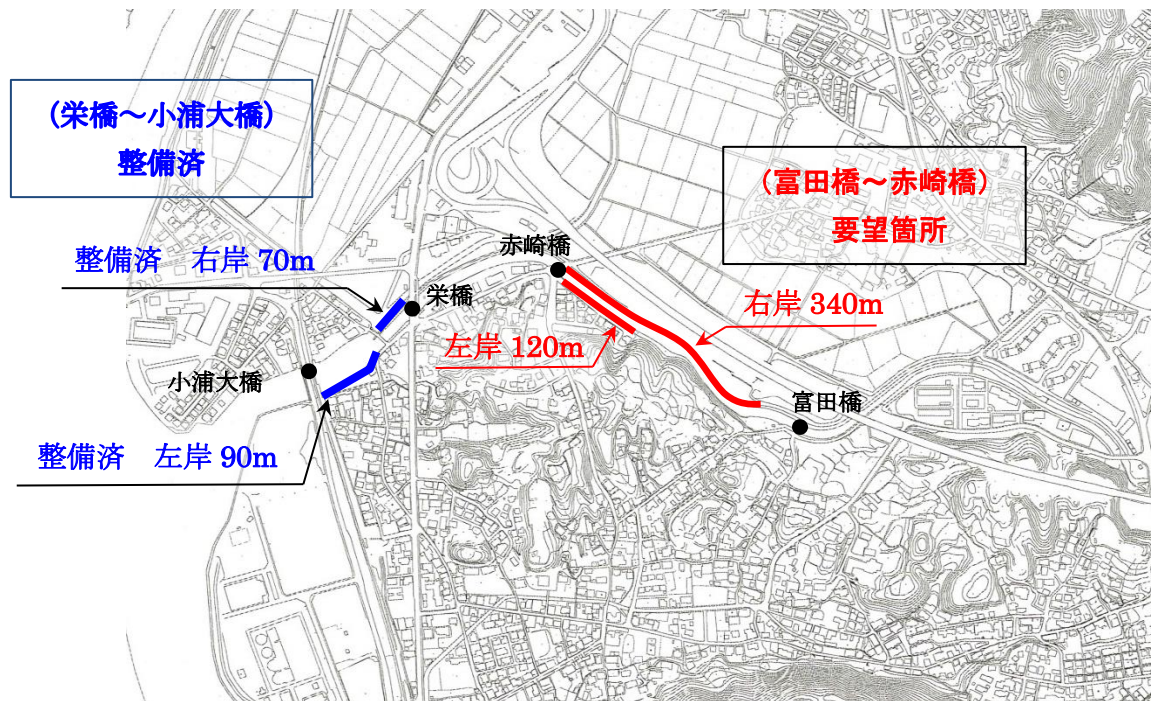
なお、町では令和2年3月に策定しました「佐々町国土強靱化地域計画」に基づき、県管理の二級河川木場川につながる太田橋上流部の町管理普通河川木場川につきまして、令和2年度から令和6年度にかけて、緊急浚渫推進事業債（河川）による堆積土砂の浚渫と、河川内の雑木伐採を行いました。令和8年度においても引き続き、起債を活用し木場川の流合橋上流部の浚渫及び雑木伐採を行う予定です。

(所管) 土木部河川課

(事業の概要)

木場川護岸 (富田橋～赤崎橋) 右岸 L=340.0m、左岸 L=120.0m

木場川堤防 (栄橋～小浦大橋) 右岸 L=70.0m、左岸 L=90.0m



木場川護岸 (富田橋～赤崎橋) 右岸 L=340m、左岸 L=120m

赤崎橋上流



※H24.9.26 台風 16 号

10. 二級河川佐々川整備について

二級河川佐々川の河川改修及び雑木伐採、浚渫等の維持管理につきまして、御配慮をお願いいたします。

（理由）

二級河川佐々川は、佐世保市世知原町の国見山西麓を水源とし、河口は本町の佐々浦に流れる全長 21.9km の県下で 2 番目に長い河川です。

その佐々川は、本町中央を南北に縦断し、町の飲料用水をはじめ、古くから稲作など農業用の水源として、また早春のシロウオや初夏の鮎など豊かな自然の恵みをもたらす川として、地域住民生活にも密着した町のシンボリックな存在であり、治水・利水、防災上も重要な役割を有しています。

本町においては、昭和 42 年の災害で堤防決壊による河川氾濫の経験があります。二度と同じような災害に見舞われることがないように、今後も引き続き河川改修事業を推進していただきますようお願いいたします。

近年では、長年に亘って少しずつ堆積した土砂や生え育った雑木によって流れが悪くなり、大雨時には水量が増え氾濫する危険性も出てきています。また、短時間に局地的集中豪雨が発生する頻度が増えてきたことを受け、町民の災害に対する意識がより一層高まってきており、河川断面を確保するためにも、雑木伐採や浚渫が必要不可欠となっています。

このようなことから、平成 30 年度、佐々川の雑木伐採及び浚渫について要望いたしましたところ、県の深い御理解により、多くの予算の確保していただき、佐々橋上流～横手井堰間における改修工事（伐採・浚渫）を実施いただき厚く御礼申し上げます。

引き続き、計画的な佐々川の雑木伐採及び浚渫の事業促進をお願いいたします。

つきましては、越流時における護岸上部土羽部分の侵食防止対策として張コンクリートによる対応を進めていただいているところであり、残る要望区間の整備、並びに護床ブロックの沈下部分の復旧についても併せて要望いたします。

なお、現地での工事等の実施にあたりましては、シロウオ、鮎の遡上や産卵期にも十分御配慮いただきますよう併せてお願いいたします。

（所管）土木部河川課

完了箇所

大新田井堰から下流を望む



河川公園上流を望む



完了箇所

正興寺橋から下流を望む

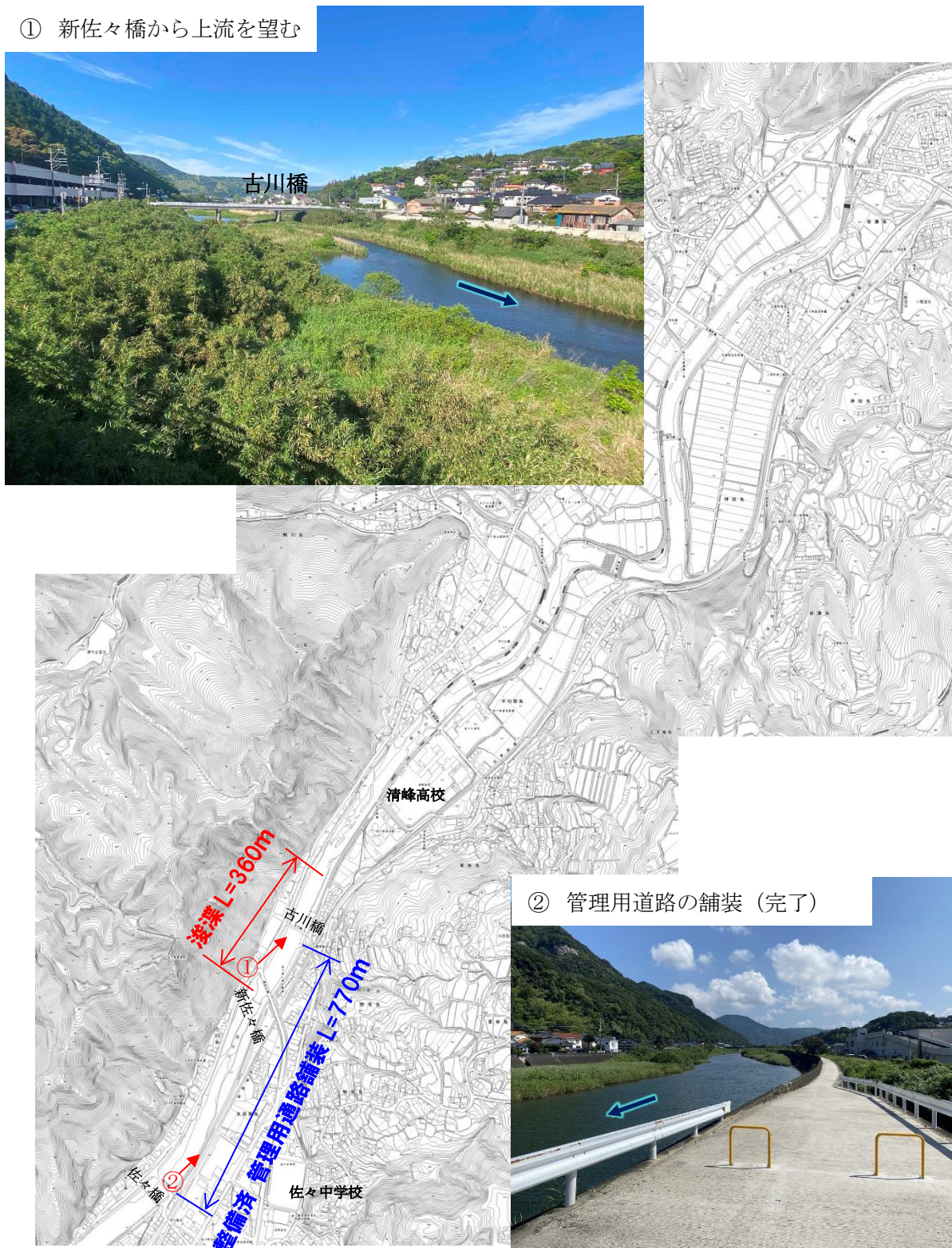


横手井堰から上流を望む



(事業の概要) 要望箇所
佐々川（古川橋～新佐々橋） $L=360.0\text{m}$

① 新佐々橋から上流を望む



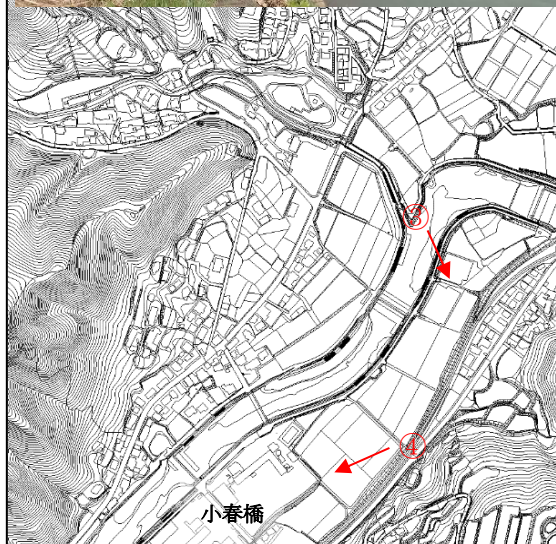
(事業の概要) 要望箇所

佐々川 (神田市瀬橋～横手井堰) $L=600.0\text{m}$

① 神田市瀬橋下流を望む



② 護岸上部の土羽部分



③ 護岸上部の土羽部分



④ 護床ブロックの沈下状況



(事業の概要) 要望箇所

佐々川 (行政界～神田市瀬橋) $L=1,300.0\text{m}$



11. 佐々川の水利権見直しと拡大に向けた協議の場設定について

二級河川佐々川の水利権の見直しと水道用水にかかる本町の水利権の拡大に向けた協議の場設定につきまして、御配慮をお願いいたします。

（理由）

本町の水道事業につきましては、昭和 26 年度に創設され現在に至っておりますが、佐々川からの水利権につきましては、創設当初の 2,400t のまま変わっていない状況です。

この間、水利権拡大や二級河川佐々川における水利権譲渡の規制緩和について、陳情等を幾度となく行ってまいりましたが、問題の解消には至っておりません。

現在の水道事業認可は、1 日 2,400t の佐々川における水利権と、浅井戸、深井戸による 1 日 6,800t の取水、合わせて 9,200t を水道水源としている状況となっておりますが、そのなかの深井戸の 1,200t につきましては、その井戸単独では水質が悪く、水道水源としては使用が困難な状況にあり、実質の水源は 8,000t 程度しか運用が出来ていません。

また、令和 7 年度決算では 1 日平均配水量 6,088t、1 日最大配水量 7,524t と、1 日最大配水量は前年度実績と比較してもほぼ横ばいで推移しており、宅地開発や事業所の開設等の今後の水需要を考慮すると、安定的な水道水源の確保は、非常に重要な課題と感じているところです。

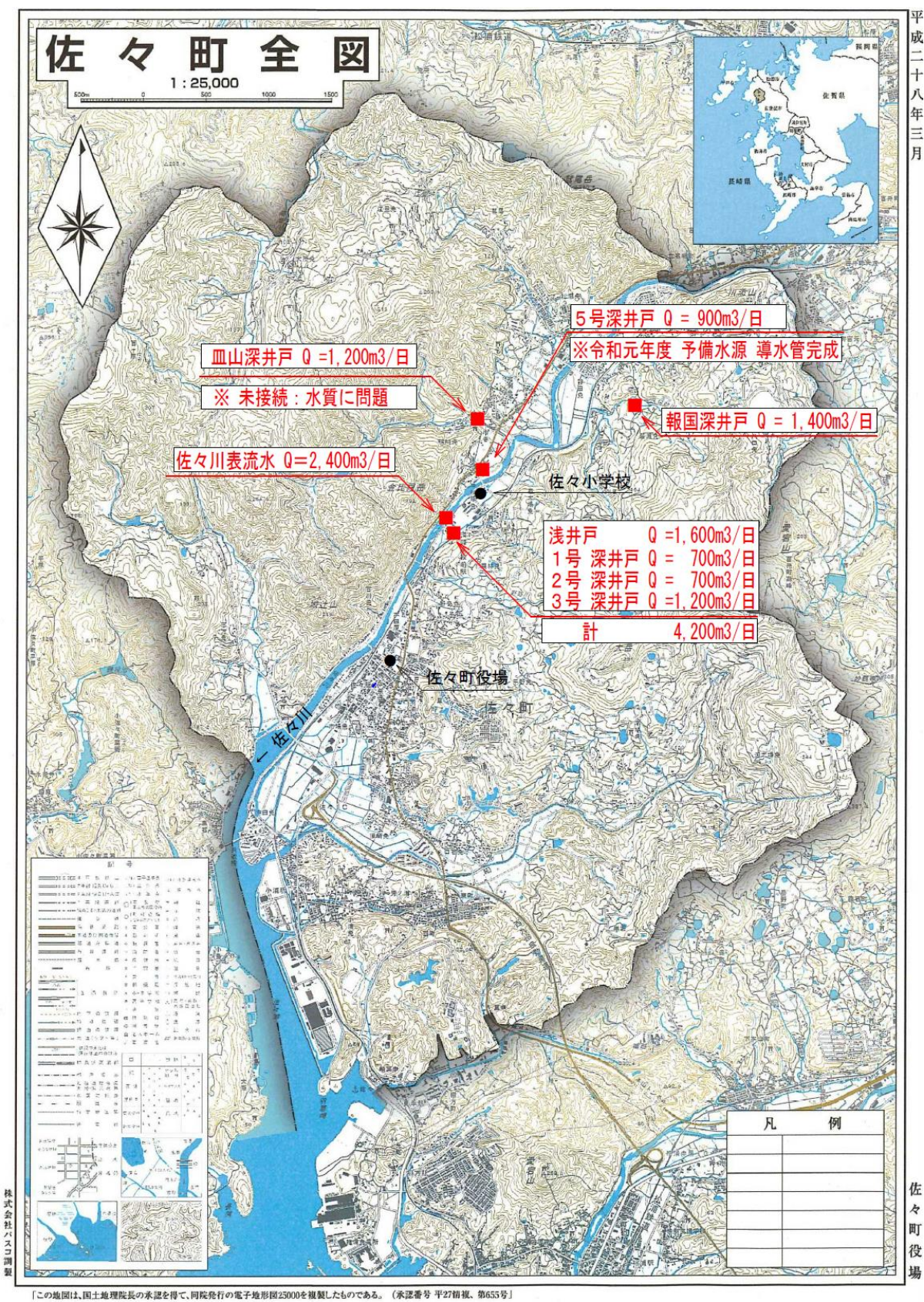
本町といたしましても、予備水源からの導水管を整備するなど、水源の確保に向けて様々な方策を講じてきてはおりますが、井戸の水は、河川水ほど安定した水量、水質ではありません。

一方で、佐々川には、すでに複数の水利権が設定されていますが、近年の水稻耕作田の減少に伴う農業用水の減少、令和元年度の九州電力相浦発電所の工業用水 4,800 t の利用廃止など、実際の水利状況は大きく変化しているものと考えています。

このような佐々町周辺における水利用の状況の変化などを踏まえ、県において佐々町を含めた佐々川における水利関係機関との協議、情報交換の場を設けていただくなど、本町の水道水源としての水利権拡大について、御配慮をお願いいたします。

（所管）土木部河川課

取水箇所図



佐々町 要望箇所図

